平成２２年（フ）第９１号
山形市南半郷18番地の１
破産者　庄司　　茂
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２４号
川崎市中原区下小田中６丁目６番17―302号メイプル中原、開始決定時の住所川崎市中原区上小田中５丁目12番32―604号
破産者　石川久美子
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第４８８号
相模原市南区上鶴間５丁目13番11号　幸ハイツ101
破産者　相原　大介
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２９５号
相模原市緑区小原668番地
破産者　永井　正行
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３８４６号
名古屋市緑区相原郷１丁目3006番地の１、開始決定時の住所名古屋市南区源兵衛町５丁目５番地
破産者　杉永　達美
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘２棟407号、住民票上の住所愛知県岩倉市中本町南葭原１番地16
破産者　山口　良子（旧姓田中・吉原・嶋立）
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８号
名古屋市熱田区西野町１丁目49番地の２
破産者　森　恵理子
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２３号
名古屋市西区城北町２丁目94番地の２
破産者　笹山　雄三
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８５号
愛知県春日井市東野新町２丁目７番地25
破産者　永井　峰志
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８９号
名古屋市天白区保呂町305番地　ロイヤル菅田404号
破産者　小寺　哲也
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３９２号
名古屋市西区宝地町321番地　コーポラス宝地北棟202号
破産者　後藤由美子
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２５号
愛知県海部郡大治町大字三本木字金久72番地
破産者　森川　敦史
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９８３６号
大阪市東住吉区駒川３丁目13番18号　エム・ロード駒川102号
破産者　川端　敏裕
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１８号
滋賀県長浜市大寺町1005―２
破産者　岩口　軍二
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７７号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川202―29、住民票上の住所和歌山市三葛663番地の６
破産者　三目　晴造
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７２２号
大阪府寝屋川市池田本町４番19号
破産者　池田　博之
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５８９号
大阪府八尾市南亀井町２丁目３番40号
破産者　戸田　裕貫
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８１３号
大阪府吹田市山田東２丁目25番58号
破産者　濵谷　晶子
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５４号
大阪府羽曳野市西浦1583番地の29
破産者　大井　宏之
１　決定年月日　平成22年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部